

# ＜前期＞共通プログラム

## 【講義②】

# 自立相談支援事業と任意事業

平成26年11月4日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

課長補佐 本間貴明

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあっせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

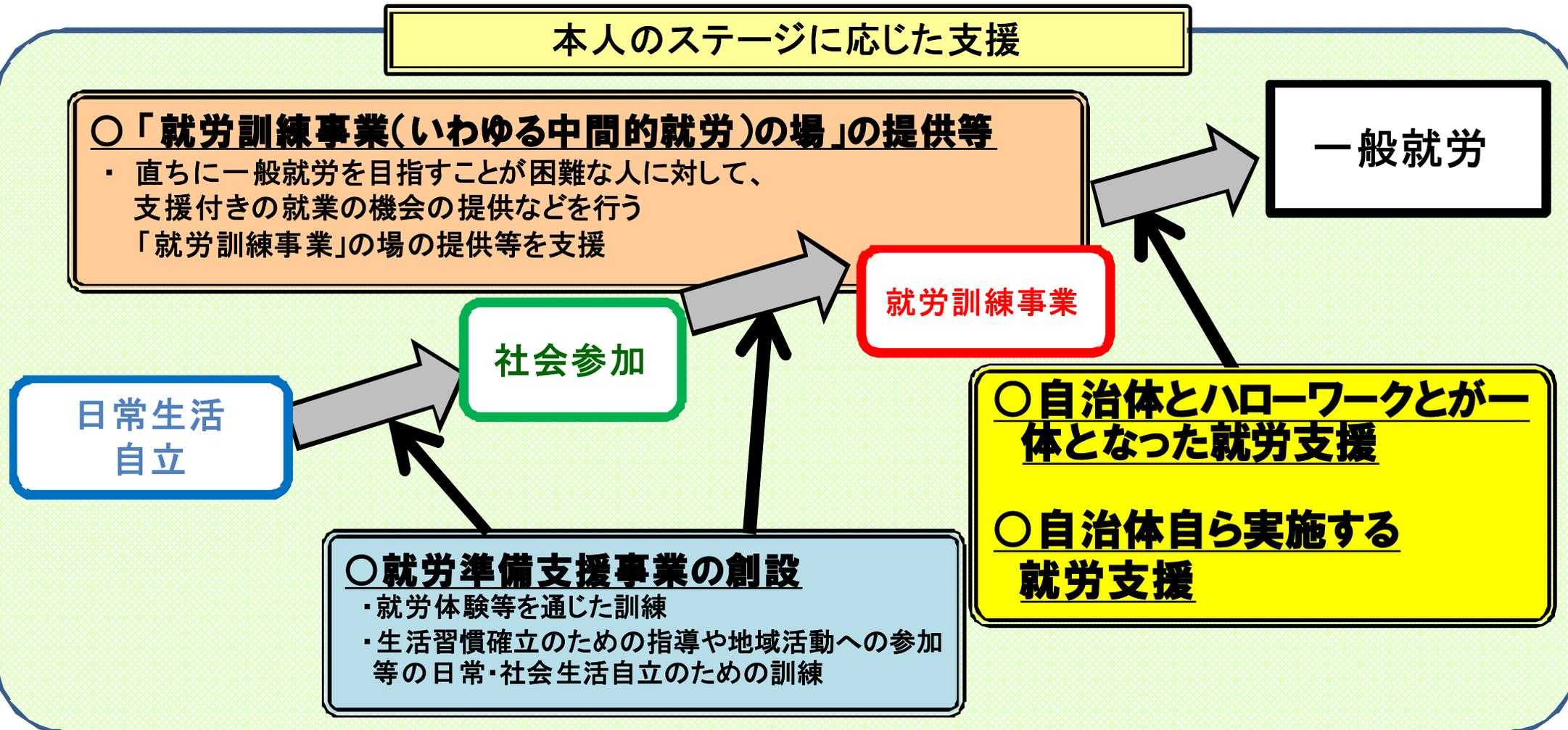
- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

# 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

# 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	福祉面での支援とともに、担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

# 自治体における就労支援体制の整備について

## 1 基本的な考え方

- 法の制定により、今後、ハローワーク等との連携の下で、自治体が生活困窮者・生活保護受給者に対する就労支援を実施。
- 自治体においては、これまで必ずしも就労支援のノウハウを蓄積しているとは言いがたく、新たな就労支援体制を創造的に構築する必要がある。
- 今後、準備に当たっては、就労や自治体による就労支援の意義を十分理解した上で、4に掲げる支援体制の整備に向けたポイントを参考に取組を着実に進めることが重要。

## 2 就労の意義

- 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会を意味するものであり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与する。
- このことを踏まえれば、本人の自立を達成するため、就労が可能な者については、適切な就労支援を行うことが重要。

## 3 自治体による就労支援の意義

### (1) 福祉的な配慮とあわせて実施する就労支援

- 生活困窮者は、就労に関する意欲や能力の有無だけではなく、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱えている。
- これまで、就労支援は、国(ハローワーク)が中心となって実施し、近年、福祉的な配慮が必要な生活保護受給者等に対する就労支援についても一定の役割を果たしてきたが、新制度の施行に伴い、就労に向けた準備が整っていないなど、より福祉的な配慮が必要な方々に対する支援を本格的に実施していくこととなったところ。これを踏まえれば、福祉制度において中心的な役割を担っている自治体の取組が不可欠。
- また、これにより、就労の準備段階から一貫した就労支援が可能となる。

### (2) きめ細やかな支援と出口の創出

- 地域の状況やニーズを把握し、地域ネットワークを有する自治体が就労支援を行うことにより、きめ細やかな支援を行うことができる。
- さらに、新制度の創設により「入口」となる相談窓口が整備されるが、支援に当たっては「出口」を意識することが重要であり、就労支援の強化が新制度が機能するカギとなる。同時に、就労の場の開拓は、「地域づくり」の一助となる。

## 4 支援体制の整備に向けたポイント

### (1) 包括的な支援体制の整備

- 生活困窮者はそれぞれに異なる複合的な課題を抱えているため、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要がある。
- そのための体制整備として、自立相談支援事業における就労支援体制の整備を行いつつ、就労準備支援事業に関する検討(※)や就労訓練事業者の開拓等を進める。※地域に同様の事業がない場合は、積極的に実施を検討。なお、生活保護受給者との一体的実施が基本。

### (2) チームアプローチ体制の構築

- 生活困窮者支援においては、①共感的な姿勢で臨み自尊心の回復に努めること、②状況に応じたステップアップを意識すること、③本人の強みに着目した支援を行うことなどが重要。
- 自立相談支援事業においては、これらの点を十分に意識しながら、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員によるチームアプローチを行う。

### (3) ハローワーク等との連携

- 生活保護受給者等自立促進事業の十分な活用を図るとともに、当該事業を通じて構築されたハローワークとの連携体制の更なる強化を図る。これと併せ、地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター等のハローワーク以外の関係機関とも積極的に連携。例) 新制度に関する共通理解の促進、役割分担の確認、それぞれが有する知識・経験・ノウハウの共有など。

### (4) 地域の企業等との関係づくり

- 生活困窮者に対する就労支援を進める上では、地域の雇用環境を把握しつつ、企業にアプローチし、一般就労、就労訓練事業、就労体験先を開拓することが不可欠。
- 例えば、自治体自らが無料職業紹介に取り組むことを通じて、企業との信頼関係を構築しつつ、これらの開拓に努める。
- 就労支援においては、定着支援も重要となる。その意味でも、企業との継続的な信頼関係を築くことが重要。  
※ なお、法においては、就労訓練事業の利用についてのあっせんが自立相談支援事業の業務として位置づけられており、職業安定法に基づく職業紹介の手続きを行うことが必要。
- すなわち、重要なことは、「企業支援」の観点を持つこと。例えば、単に社会貢献として企業に生活困窮者の受入を要請するのではなく、自治体が地域企業の雇用状況を把握し、生活困窮者支援を通じて人材不足や雇用管理の改善等に関する企業のニーズに対応していくことが望まれる。※ 生活困窮者の中には、収入面の事情から、直ちに就労することを希望する者がいるが、取組を通じて信頼関係が構築された事業所の中で、こうした生活困窮者を緊急的に受け入れることが可能なところを複数確保しておくことは有益。
- これらと併せ、公園の清掃や商店街のイベントの準備など生活困窮者の就労・参加の場として活用したり、ボランティア団体との連携を図るなど、地域密着型の取組を進める。こうした取組は、地域の実情に応じ、様々なものが考えられる。

# 就労準備支援事業について

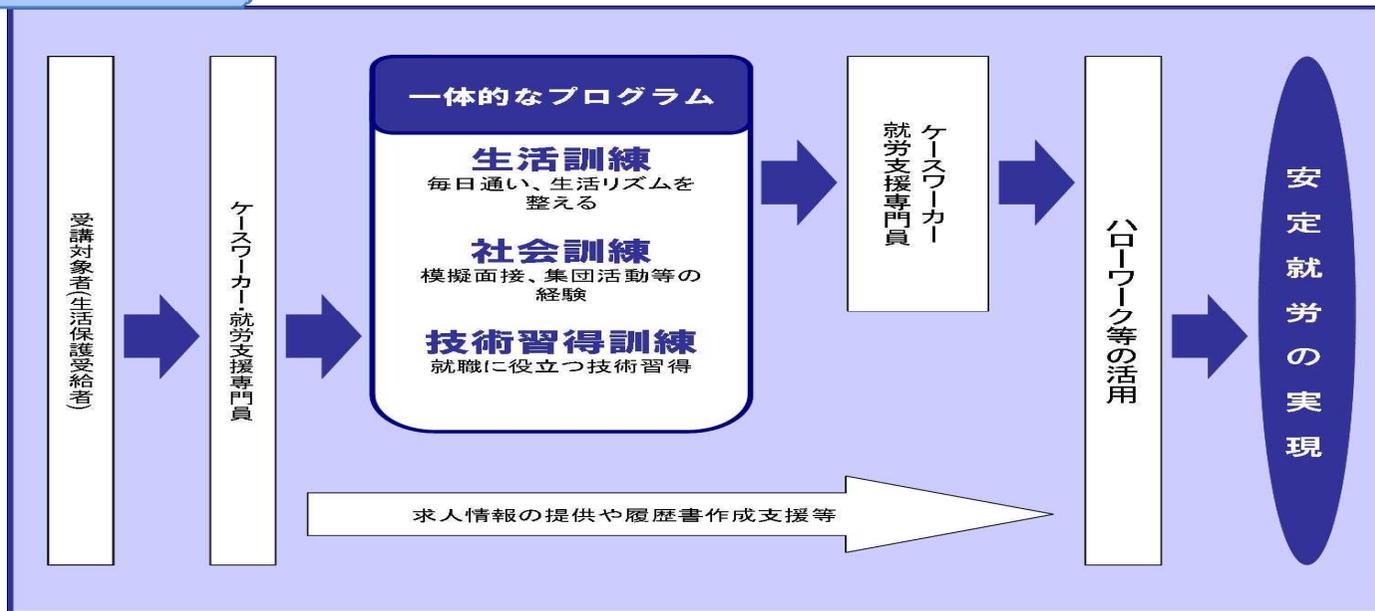
## 新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

## 支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

### 横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



## 期待される効果

- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

# 【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

- 佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人スチューデント・サポート・フェイスに委託。
- スチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
- 支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

## 就労準備支援事業の1月のプログラム

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
		休館	休館	休館	休館	休館
6	7	8	9	10	11	12
■学習会 16時～18時			◎農業体験 10時～13時30分 【午前の部】 ◎農業体験 13時30分～16時 【午後の部】 ■学習会 16時～18時	★商店街清掃	休館	休館
13	14	15	16	17	18	19
休館		■スポーツ 14時～15時	◎農業体験 10時～13時30分 【午前の部】 ◎農業体験 13時30分～16時 【午後の部】 ■学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃	休館	休館
20	21	22	23	24	25	26
■学習会 16時～18時		◆料理 11時～14時	◎農業体験 10時～13時30分 【午前の部】 ◎農業体験 13時30分～16時 【午後の部】 ■学習会 16時～18時	★商店街清掃	休館	休館
27	28	29	30	31		
■学習会 16時～18時		★車椅子清掃予定 13時15分～	◎農業体験 10時～13時30分 【午前の部】 ◎農業体験 13時30分～16時 【午後の部】 ■学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ◎陶芸予定		

### 【支援内容】

- (1) 初期段階の支援(生活自立支援訓練)
  - ・ 通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。
- (2) 第2段階の支援(社会自立支援訓練)
  - ・ 就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。
- (3) 最終段階の支援(就労自立支援訓練)
  - ・ 面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

### 【支援期間】

初期・第2段階から開始→1年以内、最終段階から開始→6か月以内

### 【利用料・費用】

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり。

### 【災害時の補償】

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我については加入した民間保険等(通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円等)で対応。

### 【工賃】

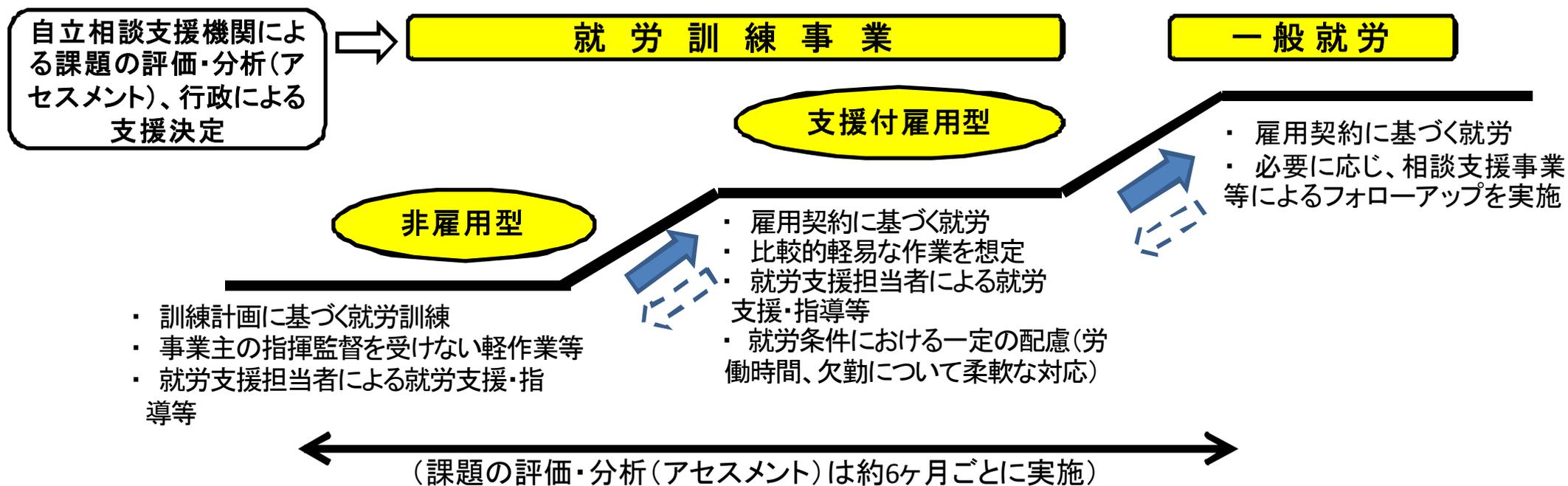
基本的に支払いなし(内職などで工賃が発生する場合は、事前に説明)。

# 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

## 新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

# 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会の開催について

## 1 開催趣旨

- 昨年12月に改正・制定された生活保護法及び生活困窮者自立支援法により、今後、様々な形で生活保護受給者や生活困窮者に対する就労支援が強化されるが、これらの実効性を上げるためには、地域において、民間事業者の協力を欠かすことはできない。
- また、就労訓練事業、いわゆる中間的就労については、今後、その担い手を確保することが急務である。
- そこで、各自治体で来年度の制度施行に向けた準備が今後更に本格化する中で、民間事業者に制度への積極的な協力を要請するため、今般の協議会を開催した(8月21日に厚生労働省にて開催)。

## 2 参加者

### 【事業者団体(参加者)】

- ・全国社会福祉協議会(高井副会長)
  - ・全国社会福祉法人経営者協議会(武居副会長)
  - ・全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会(小田切副委員長)
  - ・全国社会就労センター協議会(阿由葉会長)
  - ・全国就労移行支援事業所連絡協議会(石原会長)
  - ・全国救護施設協議会(大西会長)
  - ・全国老人福祉施設協議会(石川会長)
  - ・日本生活協同組合連合会(和田専務理事)
  - ・ソーシャル・ビジネスネットワーク(町野専務理事・事務局長)
- ※当日参加していない団体とも今後、積極的に連携を図る。

### 【厚生労働省】※開催当時

- ・佐藤厚生労働副大臣
- ・社会・援護局長
- ・保護課長
- ・地域福祉課長
- ・生活困窮者自立支援室長
- ・消費生活協同組合業務室長
- ・福祉基盤課長
- ・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課  
就労支援室長
- ・職業能力開発局能力開発課長

### 【オブザーバー(参加者)】

- ・全国知事会
- ・指定都市市長会
- ・全国市長会 ※全国町村会は、所用により欠席。

## 3 議事

- (1) 佐藤茂樹厚生労働副大臣挨拶(要請)
- (2) 生活困窮者自立支援制度及び被保護者就労支援事業の創設等について(行政説明)
- (3) 就労訓練事業の事例発表(社会福祉法人 生活クラブ風の村、社会福祉法人 一麦会)
- (4) 制度への参画についての各団体からのご発言

#### 4 副大臣挨拶のポイント

- 労働力人口が減少する中、生活保護受給者や生活困窮者の方々に対する就労支援を強化し、社会の担い手になっていただくことは、地域社会のためにも、大変重要。
- 新しい制度は、それぞれの地域において官民協働により生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するもので、真に効果的な就労支援を行うためには、民間事業者の協力を欠かすことはできない。就労訓練事業、いわゆる「中間的就労」の場を広げることを含め、今後の積極的な参画をお願いしたい。
- そして、各地方団体などにも本日の会議の内容や生活困窮者・生活保護受給者に対する就労支援の重要性をお伝えいただき、全国的な取組につなげていただきたい。

#### 5 事例発表のポイント

##### (1) 社会福祉法人 生活クラブ風の村(千葉県)

- 障害の有無に関わらず「様々な理由で働きづらい状態にある方」を包括的に受け入れ、「業務分解」を行うことなどにより、その方の個性や事情に合った「多様な働き方(ユニバーサル就労)」を展開。
- ユニバーサル就労は、特別な支援を必要とする人を支援する仕組みだけではなく、職場の一人ひとりの抱えている事情に配慮することにより生産性を上げるものでもあり、これからの人口減社会における人材確保や育成にとっては大事な働き方である。
- また、就労訓練事業を進めていくためには、全国レベル、都道府県レベルでの中間支援団体が重要だと考え、各団体が集まって「ユニバーサル就労ネットワークちば」を立ち上げ、支援スタッフの養成や広報、啓発、小さなNPO法人への支援を行うとともに、就労訓練事業の受け入れ企業の拡大を図っている。また、就労準備支援事業の受託も行う予定である。
- 行政からの補助に頼るのではなく、社会福祉法人としての非課税相当額を事業運営に充てることによって、「地域福祉への貢献」を目指している。

##### (2) 社会福祉法人 一麦会(和歌山県)

- 障害者支援の延長線上として、地域の引きこもり、ニート、高校中退者の相談支援を実施し、法人内での雇用や企業等への就労移行支援を行うことから取組を始めた。
- 農家の高齢化や後継者不在による人手不足という地域農業に課題に着目し、農業分野で就労訓練事業を実施することで、生活困窮者支援を通じて地域農業の支援と活性化を目指している。
- 地域社会は必要としている事で、採算が合わず企業が参入しない事業については、社会福祉法人が実施すべきである。
- 生活困窮者自立支援制度を活かして、地方においては地域経済を底上げし、日本再興の一翼を担うものにしていきたい。

## 6 各団体の発言要旨

### 《全国社会福祉協議会》

福祉で培ったソーシャルワークによる対応が重要な事業であり、これまですすめてきた、社会福祉協議会や社会福祉法人・施設の取組を土台にして、全国的なネットワークを最大限生かして就労支援事業をすすめていきたい。

### 《全国社会福祉法人経営者協議会》

全国の会員組織に対して、引き続き制度の普及、啓発に取り組むとともに、社会福祉法人は、就労支援事業についての経験やノウハウを有しているので、中間的就労、就労体験としての受入や一般就労につながる支援をしていきたい。

### 《全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会》

就労自立に向けた支援に関しては、就労準備支援での就労体験の場やボランティア体験の場、中間的就労の場の確保が不可欠であり、社会福祉協議会自体が体験の場となり得るし、各施設種別の団体、個別の施設・事業所と連携して場の確保、提供を行っていきたい。

### 《全国社会就労センター協議会》

障害者就労支援施設・事業所は、これまで就労移行支援事業をはじめ中間的就労にもつながる事業を実施してきたことから、施設・事業所での受入や、生保・社会事業授産施設での支援実績もふまえてこれらの事業を実施しようとする関係団体・施設等に対するノウハウ等の提供を行っていきたい。

### 《全国就労移行支援事業所連絡協議会》

就労支援は本人に対する支援とその方を受け入れる企業に対する支援が両輪として機能することが重要であり、障害者の就労支援に関して会員事業所が持つノウハウの情報提供やアドバイスをしていきたい。

### 《全国救護施設協議会》

生活保護受給者・生活困窮者の就労支援に関して、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止に取り組むことを、行動指針の1項目として掲げており、今後もさまざまな事業に取り組んでいきたい。

### 《全国老人福祉施設協議会》

本日の協議会の内容をしっかりと受け止め、介護保険制度の利用者のみならず、生活保護受給者を含めた生活困窮者に対する支援や地域づくりについて、公益法人として積極的に取り組んでまいりたい。

### 《日本生活協同組合連合会》

高齢者の見守りや生活相談等、地域課題の解決に向けた取組を進めてきたが、就労訓練事業についても、全国の会員の中でどのような実践があるのか、どのような実践ができるのかを研究し、取組を進めていきたい。

### 《ソーシャル・ビジネスネットワーク》

ビジネスの手法を用いて、様々な社会的課題を解決していく社会的企業(営利企業やNPO法人等)が増えており、この分野で成果をあげている事業者を成功モデルとして掲げながら、汎用性のあるソーシャルビジネスモデルとして全国に展開していきたい。

# 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン（平成26年度）の概要

（平成26年4月1日付事務連絡）

## 1. 事業の趣旨

- 生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体。民間事業者への委託も可能。

## 2. 対象者像について

- 最長で1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、「就労の意思又は能力が希薄である」「決まった時間に起床・就寝できない、昼夜逆転している等、生活習慣の形成・改善が必要である」「コミュニケーション能力等、社会参加能力の形成・改善が必要である」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者を想定。
- 具体的には、自立相談支援機関におけるアセスメントの中で、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。
- 公費を投入して実施するものであるため、対象者について一定の資産・収入要件を設定（ただし、モデル事業においては資産・収入要件は設定しない。）。

## 3. 支援の実施について

- ①生活自立支援（定時通所の促し、生活習慣形成のための計画作成等）、②社会自立支援（挨拶の励行など基本的コミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等）、③就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書の作成指導等）を実施。支援を行うに際し、「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成。
- 実施期間については、概ね次のとおり。
  - ・ 生活自立支援段階・社会自立支援段階からのスタート → 1年以内
  - ・ 就労自立支援段階からのスタート → 6ヶ月以内
- 実施方法については、通所方式と合宿方式を想定。

#### 4. 就労体験における留意事項について

- 就労準備支援事業における就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約の関係にないもの（作業に従事するか否かは、対象者の自由）。
  - ※ あらかじめ、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化。
  - ※ 作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、一般就労を行っている者と明確に区分することが必要。
- したがって、労働基準法をはじめとした労働関係法令は適用されないが、安全衛生面、災害補償面については、就労体験についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うことが必要。
- また、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

#### 5. 支援終了後の自立相談支援機関・ハローワーク等との連携について

- 就労準備支援事業者は、支援終了後、自立相談支援機関に状況を報告するとともに、対象者が一般就労に就くことができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図る。
- 支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に就労訓練事業の利用が行われるよう、就労訓練事業所に当該者が重点的に改善すべき点について情報提供を行うなど必要な支援を行う。

# 生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン（平成26年度）の概要

（平成26年4月1日付事務連絡）

## 1 事業の趣旨

- 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練としての就労形態は、①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と、②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（雇用型）の二つを想定。

## 2 対象者像

- 自立相談支援機関のアセスメントにおいて、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を認める必要があると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。

（例）いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあつた者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

## 3 事業の在り方

- 就労訓練事業について、適切な内容の支援が行われる必要があること、また、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）とならないよう留意する必要があることから、就労訓練事業所は、支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されること等を確保するため、法の規定に基づき、その事業内容、就労支援内容等が適切である旨の都道府県知事等の認定を受けることとなる。（モデル事業においては、実施自治体が確認）。

## 4 就労内容

- 就労訓練事業においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態等に応じた作業を割り当てるのが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 適切な訓練の実施を確保するため、対象者ごとに就労支援プログラムを作成。就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新を行う。

## 5 対象者の就労条件

- 就労訓練を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援機関が判断し、行政による支援決定を経て確定。
  - ※ 非雇用型として就労訓練事業の利用を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自発的意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。
  - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

# 住居確保給付金について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

## （参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

### ➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

### ➤ 支給要件（東京23区の場合）

- ①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下
- ②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

### ➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

### ➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数 154,493件（平成21年10月～平成26年3月実績）

◆ 常用就職（※）率 平成25年度実績：75.4%（平成21年10月～平成26年3月の累計実績：44.7%）

（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

## 期待される効果



- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

# 住居確保給付金の概要（案）

## (1) 目的

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

## (2) 支給対象者

- 65歳未満の者であって
- 離職等のあと2年経過していないこと
- 世帯の生計を維持している者

## (3) 支給要件

### ① 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、生活費＋家賃額以下であること。

- 生活費：生活保護基準とほぼ同等の水準である市町村民税均等割の非課税限度額の1/12  
→すべての地域性、世帯の人数に対応した水準とする。
- 家賃：住宅扶助特別基準額が上限

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	8.4万円＋家賃額以下	基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）＋家賃額 以下
2人世帯	17.2万円以下	
3人以上世帯	17.2万円＋家賃額以下	

（単位：万円）

例：東京都

世帯	住宅支援給付	住居確保給付金 （1級地）	住居確保給付金 （2級地）
単身	13.8	変更なし	13.4
2人	17.2	19.8	19.7
3人	24.1	変更なし	22.7
4人	〃	28.2	26.3
5人	〃	32.4	30.2
6人	〃	38.8	33.9
7人	〃	41.7	34.8

## ② 資産要件

申請時の世帯の預貯金合計額が、収入要件の6カ月分以下であること。→受給中及び受給終了直後に生活保護に陥らないよう、生活費を補う資産の保有を認める

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	50万円以下	基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下
複数世帯	100万円以下	

## ③ 受給期間中の就職活動要件

- ・ 自立相談支援機関の相談支援員等による面接等（月4回以上）
- ・ ハローワークでの職業相談（月2回以上）
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等  
その他、自立相談支援機関の作成するプランに基づき就労支援を受ける。

## (4) 支給期間

原則3か月間

ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能（最長9ヶ月間）

## (5) 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）

（東京都の場合）単身世帯：53,700円、2人世帯：69,800円

## (6) 再支給

常用就職の後、解雇された場合に限る

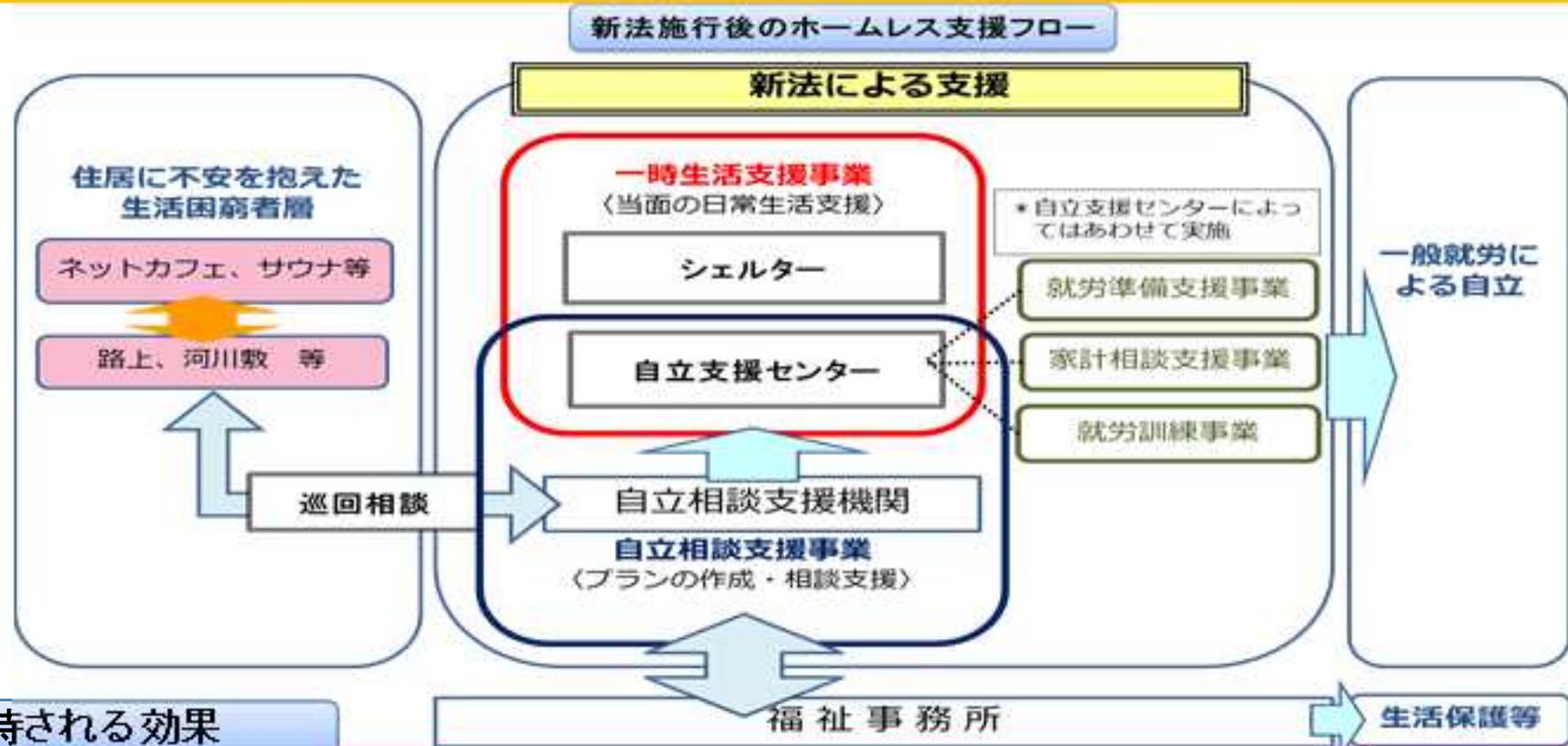
## (7) その他

給付金と併せて、自立相談支援機関によるアセスメントに基づき、個々の状況に応じた就労支援を実施することにより、包括的かつ効果的な支援を行う。

# 一時生活支援事業について

## 新事業の概要

- 一時生活支援事業は、現在、各自治体においてホームレス対策事業として実施しているホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化するものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。



## 期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

# 家計相談支援事業について

## 事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
  - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
  - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
  - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

## 支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

## 支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる  
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

## 期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

## ○ 家計の状況からみた家計相談支援の役割

- 不安定な雇用環境や景気等の社会情勢からの影響を受け、家計収入は減少傾向（一般労働者とパートタイム労働者を合計した給与総額は1997年の36万円/月から2013年には31.4万円/月へと減少）。個人住民税や保険料等の滞納も多く見受けられ、生活費等を確保することが困難な生活困窮者が相当数存在している。
- このため、就労支援など収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計管理に向けた支援や、税・保険料等の減免申請等の支援など、家計相談支援の必要性は極めて高い。

## ○ 生活困窮者自立支援制度における家計相談支援の重要性

- 生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えており、自立相談支援事業などによる対応だけでは十分に対応できない場合も多い。
- 家計相談支援事業は、相談者とともに、家計の状況や課題を明らかにし、相談者自らが家計を管理しようとする意欲を高めていくことを目指す。また、家計再生の支援を通じて、本人を取り巻く課題が明らかになることから、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が可能となる。
- さらに、家計の収支状況を明らかにすることは、円滑な就労支援にもつながるなど、再び生活困窮状態になることを防ぐ効果も期待される。

# 家計相談支援事業のポイント

- 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- 相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防する。

- 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携し、各種制度の利用に向けた支援等を行う。

- 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

# 家計相談支援事業の対象者

家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2~4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

# 家計相談支援事業と自立相談支援事業

## ① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合

→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

## ② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

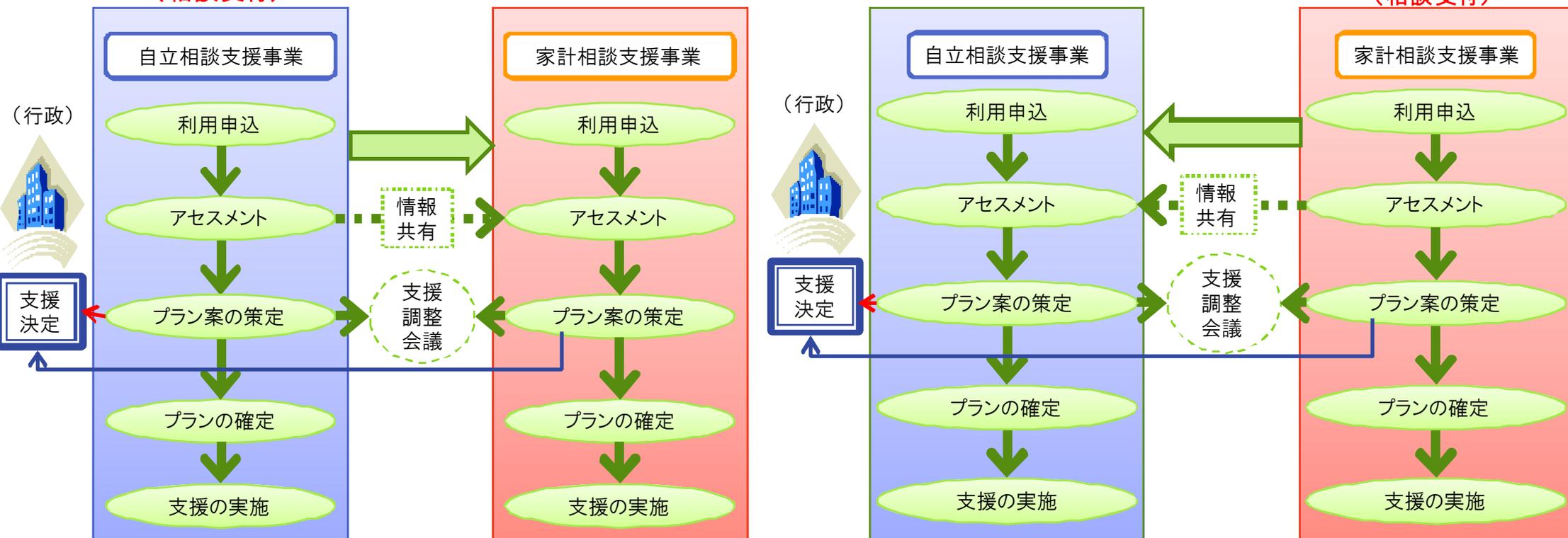
→自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。

この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。

### ① 自立相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)

### ② 家計相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインテーク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

# 子どもの学習支援等について

## 新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

## 支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国130自治体で実施(平成25年度)

### 埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等

【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。

県内17カ所で週1~3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。

【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

### 高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。

【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。

民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

## 期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。